

付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第 1 計画の目的等

1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、「大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）」に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

2 基本方針

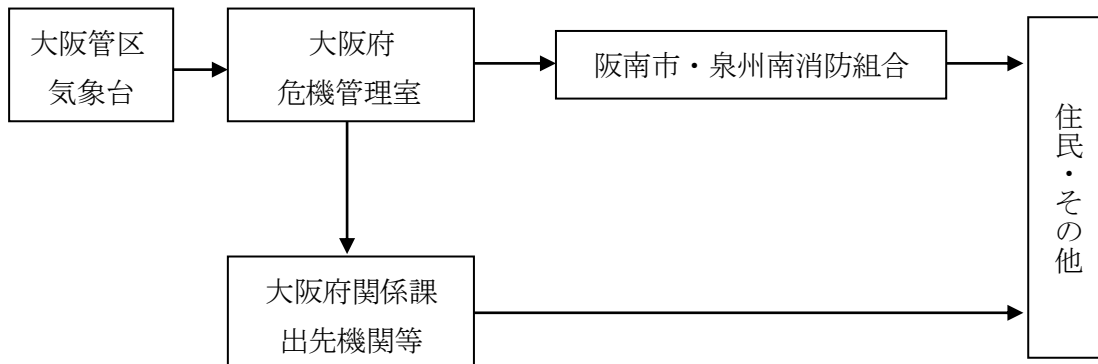
- (1) 本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、日常の生活並びに都市機能は平常どおりに確保する。
- (2) 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震の発生、または警戒解除宣言の発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- (3) 東海地震と東南海・南海地震が、同時または連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- (4) 災害予防対策及び災害応急対策は、「第 2 編及び第 3 編」の計画に準じる。

第2 東海地震注意情報発表時の措置

市及び関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるように準備する。

1 東海地震注意情報の伝達

(1) 伝達経路



(2) 伝達事項

- ア 東海地震注意情報の内容
- イ その他関連する事項

(3) 庁内における伝達事項

庁内においては、危機管理課が窓口となり、提供される情報を的確に把握して、逐次この情報を迅速に伝達するとともに、速やかに必要な体制に移行する。

2 災害警戒本部体制の準備

市は、警戒宣言が発せられることを考慮して、災害警戒本部の設置の準備を行うとともに、配備の定められた職員は待機する。

3 公聴及び広報

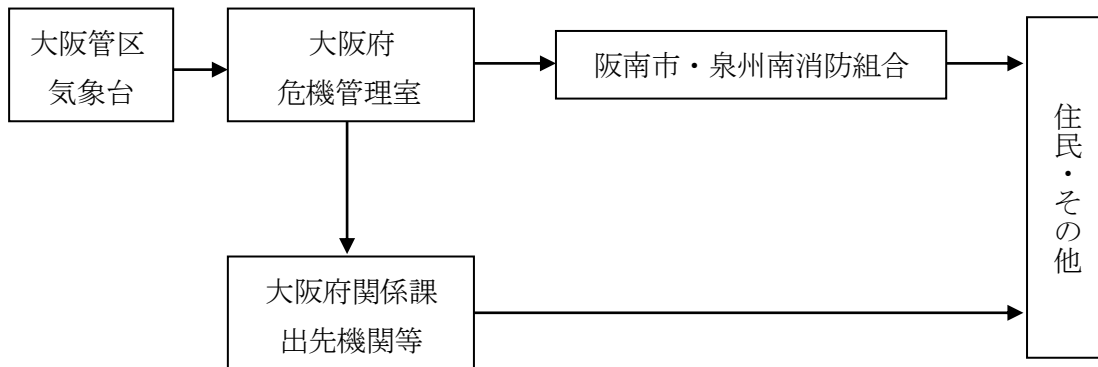
- (1) 勤務時間内においては市民からの問い合わせに備え、総務部長に要請して、財務・物品調達班等から応援を得て対処する。
- (2) 市民の不安解消に必要な広報を行う。

第3 警戒宣言が発せられた時の対応措置

市及び関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

1 東海地震予知情報等の伝達

(1) 伝達経路

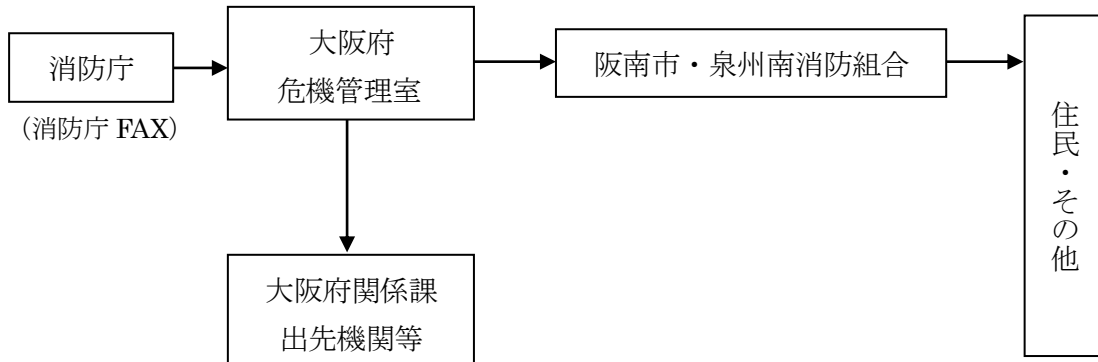


(2) 伝達事項

- ア 東海地震予知情報
- イ その他必要と認める事項

2 警戒宣言

(1) 伝達経路



(2) 伝達事項

- ア 警戒宣言
- イ 警戒解除宣言
- ウ その他必要と認める事項

3 警戒態勢の確立

市は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

但し、東海地震と東南海・南海地震が、同時または連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

(1) 組織動員配備体制の確立

- ア 市は、災害警戒本部を設置し、災害警戒本部体制の配備を行う。
- イ 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力を要請する。
- ウ 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。
- エ 市民への広報及び市民からの問い合わせに対処するため、総務・物資調達班等に必要な応援を求め、これを行う。

(2) 消防・水防

市は、大阪府及び泉州南消防組合と連携して、迅速な消防及び水防活動ができるよう、適切な措置を講ずるとともに、河川、ため池の堤防決壊等による浸水に備える。

- ア 東海地震予知情報等の収集と伝達
- イ 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- ウ 消防水利、消防・水防要資機材の確保、点検整備
- エ 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

(3) その他の警戒活動

ア 交通の確保・混乱防止

- (イ) 市が管理する重要な道路において、地震が発生した場合の、危険箇所の確認と、地震発生時に即時に調査できる体制の整備を行う。
- (ロ) 市民、通行車両等に対して、安全走行の依頼と交通規制等があった場合の協力依頼を行う。

イ 公共輸送

- (イ) 公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもと、運行規制または安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止措置を講じる。

ウ ライフライン

- (イ) ライフライン事業者は、平常通りサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講じる。

エ 危険箇所対策

- (イ) 市は、大阪府及び泉州南消防組合と連携して地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- (ロ) 原則として警戒宣言の発令に伴い避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る地域の住民については、大阪府警察等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。

オ 社会秩序の維持

(7) 市は、大阪府警察の行う公共の安全と秩序を維持するための犯罪防止対策を重点とした警備活動に協力する。

(i) 市は、大阪府及び関係機関と協力し、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

(4) 多数の者を収容する施設

学校、医療機関、社会福祉施設等、多数の者を収容する施設管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るために必要な措置を講ずる。

第4 市民、事業所に対する広報

市及び関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、市民、事業者に対し、混乱防止のための広報を行う。

1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応等、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力
- (7) その他必要と認める事項

2 広報の手段

- (1) 防災関係機関は、報道関係と連携して広報を行う。
- (2) 市は、防災行政無線（固定系）、広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、要配慮者に配慮する。

